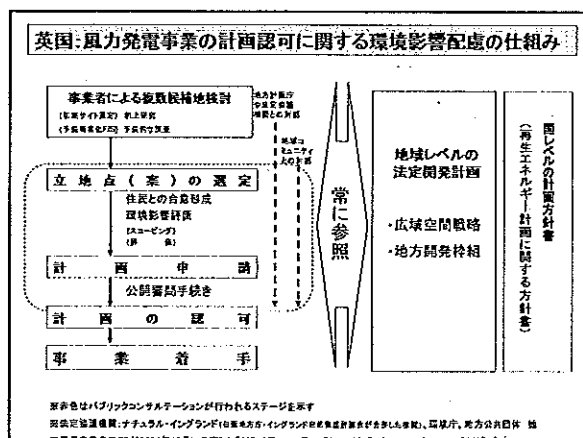
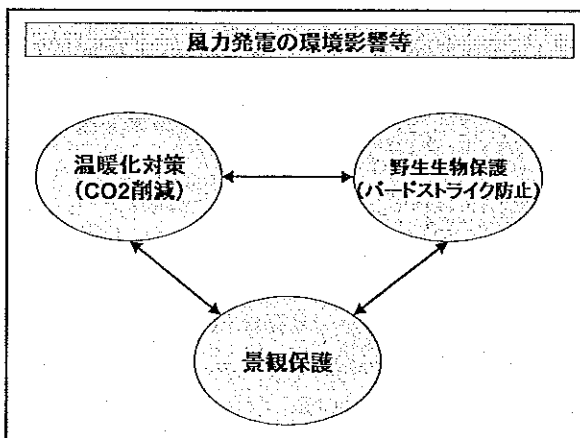
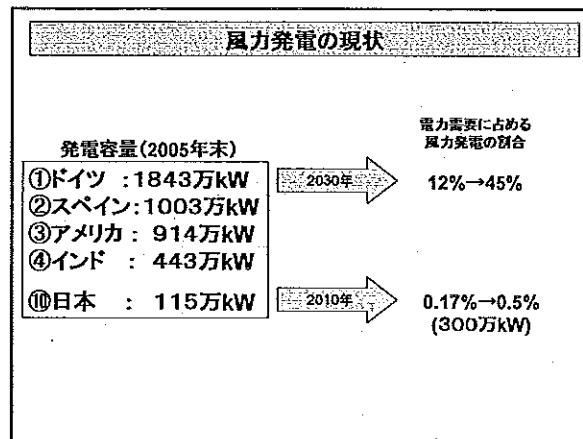
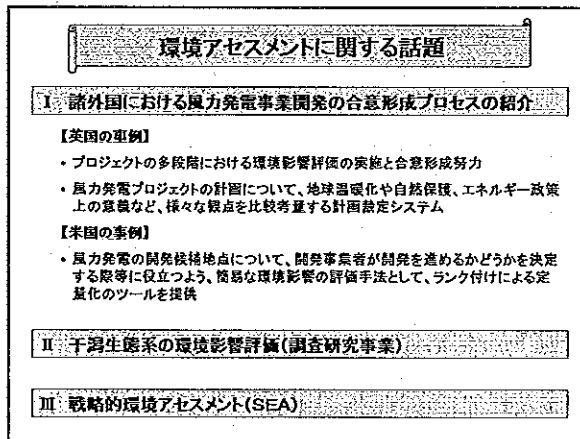
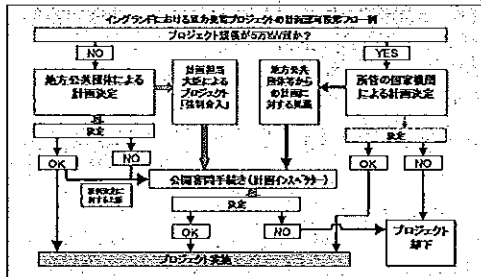




英国:風力発電事業の計画認可に関する地元との調整の仕組み

- 5万kWを超えるものは電力法に基づく国務大臣(貿易産業大臣)の、5万kW以下のものは都市・農村計画法に基づく地方計画庁の計画認可を受ける。
- 関係者との調整手続きとして公開審問手続きが規定されており、計画インスペクターによる審問・提言が行われ、それによって最終決定が為される。



英国:自然環境保全上重要な地域での再生可能エネルギー開発

- ・ 計画方針書22 再生可能エネルギーでは、自然環境保全上重要な地域における環境配慮のあり方について以下のように記述している。

自然環境保全上重要な地域	計画が、環境影響評価によって、自然環境の保全に負の影響を及ぼさないことが明らかになった場合には、計画認可(環境法)。 ただし、負の影響を及ぼす可能性がある場合には、計画認可が与えられず、計画認可を拒否する。
国家指定地域	計画認可は、開発によって指定地域の価値が損なわれないことが前提となる。または、開発による環境、社会、経済の利益が指定地域に対する負の影響を上回る場合には、計画認可(環境法)。 - 自然保護地域・地方計画庁は、指定地域内、地方計画庁は、特定の環境、環境の再生可能エネルギー事業開発が指定地域内で行われる場合、地域・地方計画の審議を要する必要がある。
グリーンベルト	グリーンベルト内では、大抵の再生可能エネルギー事業の開発が、グリーンベルトの開発に負の影響を及ぼす可能性がある(環境法)。 - 開発上の影響を及ぼす可能性がある場合には、計画認可を拒否する必要がある。
自然遺産	- 自然保護地域・地方計画庁は、上記の自然遺産の指定地域の開発に「環境法」を適用し、その再生可能エネルギープロジェクトの開発を認めるような決定を下すことはできない。 - 自然遺産の価値を損なう可能性がある再生可能エネルギープロジェクトは、自然遺産の開発に及ぼす可能性のある影響は、計画を要する前に否定すべき重要な検討材料となる。
地方指定地域	- 地方レベルの自然・環境保護指定は、それ自体では、再生可能エネルギー開発の計画認可を拒否する理由にはならない。 - 自然環境の再生可能エネルギー開発の計画認可は、地方計画庁に認められた開発計画に基づいて行われるべき。

注: 自然環境保全上重要な地域は、自然環境の保全に負の影響を及ぼさないことが前提となる。または、開発による環境、社会、経済の利益が指定地域に対する負の影響を上回る場合には、計画認可(環境法)。

英国:ウィンドファーム開発計画の事例～公開審問会

- 計画インスペクターのもと、当事者(開発事業者、地方公共団体)に加えて、地域の環境保護団体や地元住民なども参加した公開審問会が開催され、意見の聴取が行われた。

Scout Moorウィンドファームの概要

立地	イングランド北部 Lancashire カウンティ内 Rochdale 近郊
計画範囲	545ヘクタール
出力規模	65,000 kW (2,500 kW × 26タービン)
計画申請の経過	2002年秋: 生態学的な影響評価(机上調査)実施 2002年11月: 風況計測用マスト(高さ50m)設置の計画認可取得 2003年初: 専門家による生態学的な影響評価(詳細調査)実施 2003年7月4日: 貿易産業省に対して計画申請提出 2004年8月: 事前審問会実施 2004年11～12月: 公開審問会実施(審問12日間、現地訪問3日間) 2005年3月: 審問会と同会場にて有審問会を実施(2日間) 2005年5月25日: 所管大臣による計画認可【立地点の決定】 2005年11月: ウィンドファーム建設作業開始

※ 本報告は建設中であり、生態系や自然環境に与える影響評価には、追加調査が必要とされている事例

英国:ウィンドファーム開発計画の事例～計画認可の議論

【審問会での審議にあたって認可庁である貿易産業大臣が示した論点】

Scout Moorウィンドファームの計画認可にあたって、判断影響を与え得ると貿易産業大臣により事前に公表された事項は以下の通り。

- 地域レベル、地方レベルの計画の目標との整合性
- エネルギー白書で設定された政府の目標との整合性
- 選定理由、他のサイトとの比較考慮、他サイトの不採用理由
- 提案された開発による視覚影響 など

【計画インスペクターの結論】

計画インスペクターは、利害関係者の意見を整理しつつ、既存の計画方針体系と照らして整合性を判断して、以下の結論を導き出した。

- 地域景観が大きく変化するもの、影響を最小化するように計画条件と計画義務を課すことによって緩和され得る
- 地域・地方レベルの開発計画方針の目的を満たしている

⇒ 計画認可を貿易産業大臣に提言し、本ウィンドファーム開発計画が認可

英国: ウィンドファーム開発計画の事例～計画認可条件

計画インスペクターは全20項目の計画認可条件を付すことを推奨

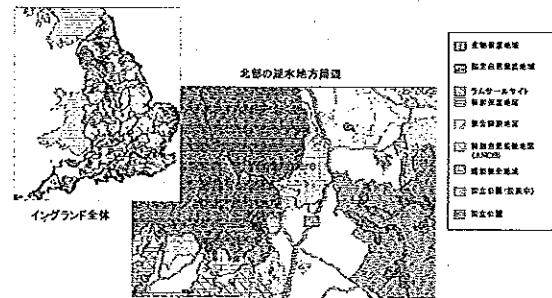
- ・ 系統への電力供給開始日から25年以内に認可は失効するが、失効から12ヶ月以内に地表面より上の全ての開発要素を取り除き、修復すること
- ・ 12ヶ月以上の期間にわたって連続して運転停止しているタービンがある場合には、地方公共団体と書面による合意がない限りは、取り壊してサイトから取り除くこと
- ・ アクセス道路周辺やタービン基礎周辺も含めて本認可の期間中を通じ、一般市民及び土地所有者やその家畜のアクセスが許可されること
- ・ エリア内の建設作業によって影響を受け得るアナグマが生息しているかどうかを証明する調査が実施されるまでは、開発に着手しないこと
- ・ 代替的な保護手段を講じない場合は、建設作業を鳥類の巣ごもり期(3～7月)以外の時期に制限すること

など

【参考】英国における環境情報の地図情報としての提供

○イングランド全体の環境関連の制度や地域指定状況が、地図上で簡易に見ることのできるMAGICと呼ばれるInteractive Mapシステムが整備されている。

※ <http://www.magic.gov.uk/default.htm>



米国: 連邦内務省魚類・野生生物局によるガイドライン

- 国有地以外では、州政府や地方自治体が許認可するため、連邦内務省野生生物局(FWS; Fish and Wildlife Service)は許認可に直接関わらないが、許認可を行う過程で、専門家として意見を求められることがある。
- そこで2003年5月、内務省魚類・野生生物局は、「風力タービンによる野生生物の影響を回避し最小化する暫定ガイドライン」を公表。
- 連邦レベルの法的拘束力を持たない指針で、各地域の野生生物局職員が風力発電事業者に技術的支援を行うに当たり参照。風力事業者もこのガイドラインを利用することが推奨されているが、あくまで任意。
- チェックリストによる野生生物への簡易な影響評価手法を提示。
- 開発サイトが決定される前に、候補地の野生生物への潜在的影響を点数化し、基準サイト(reference site)と比較することでランク付けを行う。

・ 基準サイトは、開発候補地と地理的な条件が同じ地域で、風力発電施設の開発が野生生物に最も悪い影響を与える、質の高い野生生物生息地域を指定。

米国: 風力発電サイトの環境影響評価手法事例

【3つのチェックリスト】

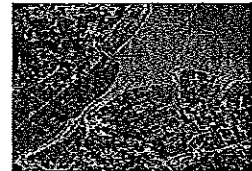
- ・ ランク付け評価では、3つのチェックリストを使って、主に鳥類・コウモリ類への影響を評価。チェックした結果を点数化し、潜在影響指標(PII: Potential Impact Index)として評価を定量化。
- ◇ 地域特性チェックリスト: 地形、風向、鳥類の潜在的移動ルート、サイト規模・タービン配置、建設予定インフラについて評価
- ◇ 野生生物種チェックリスト: 「懸念鳥類チェックリスト」「懸念コウモリ類チェックリスト」による評価結果を加えて、絶滅危惧種を中心に候補地における希少種の存在・状態について評価
- ◇ 生態系チェックリスト: 渡り鳥の移動ルート、野生生物にとって魅力的な場所の存在(河川、湖沼、湿地、森林等)、特別保護状態にあるサイト等を評価

【チェックリストの例～総合的チェックリスト】

※干潟の種類



前派干渴の例（和白干渴）



河口干潟の例（汐川河口干潟）

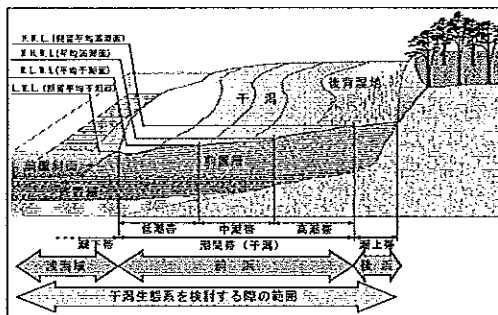


「入江干潟の例（江森干潟）」



〔富田千鶴の例（陸生千鶴）〕

干潟生態系の概念



構成要素 (環境要素)	生物(上位性・典型性・特殊性) 無機的環境(地形・水質・底質 など)
機能	生物生息機能 物質循環機能 生物生産機能 その他の機能(親水機能・景観形成機能 など)
成因	生物的成因 無機的環境成因

